

さいたま市教組新聞

編集・発行/
さいたま市
教職員組合
〒330-0843
さいたま市大宮区
吉敷町4-93-5
大宮教育会館2F
TEL 641-6763
FAX 648-3567
2014.5.17(土)
No.210

「中一ギャップ」緩和というが…

問題点多い小中一貫教育推進

さいたま市教委は、今年度から小・中一貫教育を全校実施するとしています。その理由として、「確かな学力の向上や、いわゆる「中一ギャップ」の緩和のために、義務教育9年間を連続した期間ととらえ、一貫性のある学習指導や生徒指導の推進をめざします。」(さいたま市平成25年度版教育要覧より)としています。しかし、「中一ギャップ」の原因は明確になっておらず、学校現場からはその推進に疑問や、問題点も出されています。

えっ、今日来るんですか!?

小学校担当者
「今日から、中学校の先生が来るから、小学校教職員、えっ、今日ですか。」

中学校教員
「何をすればいいのですか。」
中学校担当者
「とにかく、小学校に行けばいいから。」

中学校教員
「どんなことをやるようになっていっているのですか。」
中学校担当者
「いえ、特に何も言われていません。」

これは、ある小・中学校で一貫教育を行う先生たちの会話です。さいたま市教委は、



「これまでの「小・中連携教育」の研究成果を生かし、研究指定校・推進モデル校を委嘱するとともに、小・中学校の9年間を見据えたカリキュラムの作成や児童と生徒との積極的な交流、教職員間の人事交流の工夫等についての研究を推進」(前出の平成25年版教育要覧より)するとしています。

担当者同士
打ち合わせ時間がない

そもそも、小学校の担任と中学校の担任の相談する時間が無きに等しいのが実態です。小学校の規模によって違いはありますが、担当者は決まった1日、それも午前中で中学校に帰ってしまうのです。20分休みなどに少し話ができればよいほうなのです。

打ち合わせは
管理職のみ

今年度から導入される学校では、昨年度の3月ぐらい(2か月前のこと)

から小・中合同の検討委員会が設けられています。参加者は管理職中心。クラス担任は4月に決まるので、ほとんど内容が把握できません。

中学校の事情で
教科担当者派遣

中学校の派遣は、持ち時数で決まってしまうのが実情です。

T1、T2(一つのクラスを担任と補助者で担当する)方式で行うなら算数科がより有効ですが、数学担当者が来るとは限らず、その場合は他教科でやらざる得なくなりま

小学校でも
時間割の変更も

中学校1校にその中学校区の小学校複数校のため、それぞれの小学校が特色ある教育を行っているため、週1回とはいえ時間割の大きな変更が迫られる場合が出てきます。

行事中心
カリキュラム内容

割振り変更対象業務の時間外勤務は 割振り変更簿活用し振替えを

明日も元気に子どもたちに向かうために、長時間過密労働を少しでも緩和することは大切です。通常の勤務時間(原則7時間45分)の割振りを臨時に変更(時間外の会議等)した場合にとられる措置を「振替え」といいます。会議の延長等で1日の勤務時間が割り振られた時間を超えた場合、できるだけその週、遅くとも翌週で「調整」を行うことが基本です。2004年より教職員の声を反映して職場に導入された「割振り変更簿」を活用し、16日調整し取りましよう。

割振り変更対象業務

職員会議、研修会、学年会、分掌の会議、校内委員会、生徒指導用務、教育相談、三者面談、保護者面談、家庭訪問、研究授業の指導案作成や集団(学年や複数のメンバー)での教材研究などの準備、登校指導、駅伝・サッカー・バスケット・水泳などの大会の練習、金管の練習等、学校運営上必要な用務。2014年1月より、学期末、学年末の成績処理として評価評定、通信簿の作成のための実務処理も追加。

変更対象は以下の通りです。休憩時間については、「教育委員会は一日に勤務時間が、六時間を超える場合において少なくとも4分(中略)勤務の途中に置かななくてはならない」(平成十年四月学校職員の服務に関する参考法規集)とあります。市教組は休憩がとれる職場づくりを要求していきます。

「小・中学校の9年間を見据えたカリキュラムの作成」について、いろいろな学校の様子を聞く、「あいさつ運動」、「清掃活動」、「体育祭」、「音楽会」、「部活動」などの取り組みを計画案としてあげていることが多く、学習面での計画は少ないのが実情です。

原因不明確

週に1時間だけ中学校の先生が授業に参加したり、中学生と一緒にあさつ運動や清掃活動をおこなったり、部活動体験をしたりすること、

「中一ギャップ」解消につながるのか疑問です。中学生の先輩を知らないから「中一ギャップ」は起こるのでしょいか。そもそも原因はなんなのかが解明されて初めてさまざまな対応策が出てくるのではないでしようか。

今年度4月から 平均3万、元に!

給与支給月	給料の月額
2013年6月	416,500円
2013年7月~	384,138円
2014年4月	417,500円

ある教員の例

特別減額終了

昨年7月からの特別減額で平均3万円あまり給与が減りました。退職金も3年間かけて総額で約400万円減額するという公務員には厳しい生活を強いられるものとなっていきます。皆さんの署名の協力や組合の交渉等によって、今年の4月以降も給与を減らさうという動きがありました。その動きを阻止し、以前の給与に戻すことができました(上図参照)。